

介護予防・日常生活支援総合事業 丹南5市町 サービス類型一覧表（令和元年10月～）（※赤字は平成30年4月～との変更点）

資料1

サービス種別	従前相当（現行相当）		多様なサービス														その他の生活支援サービス	
			緩和した基準		住民主体による支援				短期集中予防サービス				移動支援					
	訪問型予防給付相当サービス	通所型予防給付相当サービス	訪問型サービスA	通所型サービスA	訪問型サービスB	通所型サービスB	訪問型サービスC	通所型サービスC	訪問型サービスD									
サービス概要	訪問介護員による身体介護、生活援助		通所介護同様機能訓練		生活援助等		ミニデイ運動・レク		住民主体の自主活動として行う生活援助等		体操・運動等通いの場		保健師等による居宅での相談指導等		生活機能改善栄養改善		移送前後の生活支援	
検討状況	内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 基準単価		内容 内容	
鯖江市	身体介護・生活援助 ●週1回程度 ●事業所指定 ●概ね60分 ●基本報酬 ・週1回程度 1,172単位/月 267単位/回 ・週2回程度 2,342単位/月 271単位/回 ・週2回超 3,715単位/月 286単位/回 (週1回利用者は当月3回以上の利用、週2回利用者は当月5回以上利用があれば、原則「月額」とする。 ※下記1回単価を用いる場合に留意する) ●加算 ・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算 ・同一建物利用者20人以上の場合の減算 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 ・特別地域加算(南越前町) ・中山間地域等における小規模事業所加算(南越前町) ●自己負担 1割または2割、3割		自立した生活に資する必要な日常生活上の支援や機能訓練 ●事業所指定 ●3時間以上 ●基本報酬 ・要支援1・2相当 ・週1回程度 1,655単位/月 380単位/回 ・要支援2相当 ・週2回程度 3,393単位/月 391単位/回 (週1回利用者は当月3回以上の利用、週2回利用者は当月5回以上利用があれば、原則「月額」とする。 ※下記1回単価を用いる場合に留意する) ●加算 ・生活機能向上グループ活動加算 ・運動器機能向上加算 ・栄養改善加算 ・口腔機能向上加算 ・選択的サービス複数実施加算 ・若年性認知症受入加算 ・定員超過・人員欠如による減算 ・事業所評価加算 ・サービス提供体制加算 ・生活機能向上連携加算 ・栄養スクリーニング加算 ・介護職員処遇改善加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 ・事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合の減算(南越前町・越前町) ●自己負担 1割または2割、3割		A1 身体介護を含まない生活援助 ●事業所指定 ●60分以内 A2 身体介護を含まない簡易な生活援助 ●委託(シルバー人材センター) ●60分以内 ●基本報酬 240単位/回 (月9回上限) ●加算 初回加算 200単位/月 ●自己負担 1割または2割、3割 A2 ●基本報酬 150円/回 (月9回上限)		運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業 ●事業所指定 ●3時間未満 ●基本報酬 313単位/回 (月9回上限) ●加算 加算なし ●食事・入浴は事業所単価(実費) ●自己負担 1割または2割、3割		令和元年度より訪問型生活支援の団体補助開始(内容、単価は団体が設定)		検討中		検討中		複合型プログラム【必須】 運動器の機能向上プログラム 【選択】 口腔機能向上プログラム 栄養改善プログラム ●概ね3ヵ月 ●週1回程度 12回 ●2時間 ①個別(事業所指定) ●報酬 ・運動器の機能向上プログラム 340単位/回 ・口腔機能向上プログラム 150単位/回 ・栄養改善プログラム 150単位/回 ●自己負担 1割または2割、3割 ②集団(事業所委託) ●自己負担 500円/回(送迎あり) 300円/回(送迎なし)		検討中	
越前市	※下記1回単価を用いる場合に留意する) ●加算 ・初回加算 ・生活機能向上連携加算 ・介護職員等特定処遇改善加算 ・責任者に介護初任者研修課程を修了した者を配置している場合の減算 ・同一建物利用者20人以上の場合の減算 ・中山間地等居住者へのサービス提供加算 ・特別地域加算(南越前町) ・中山間地域等における小規模事業所加算(南越前町) ●自己負担 1割または2割、3割		A1 身体介護を含まない生活援助 ●事業所指定 ●60分以内 A2 身体介護を含まない簡易な生活援助 ●委託 ●60分以内 ●基本報酬 229単位/回 月5回上限 ●加算 初回加算 200単位/月 ●自己負担 1割または2割、3割 A2 ●基本報酬 サービス提供主体が設定 週2回上限 助成単価 600円/回		運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業 ●事業所指定 ●3時間未満 ●基本報酬 313単位/回 (月5回上限) ●加算 加算なし ・自立支援プログラム未実施減算 ●自己負担 1割または2割、3割		住民ボランティア、住民主体の自主活動として行う生活援助等 利用料は実施団体が設定 実施団体に交付金助成		地域住民の互助による地域の通いの場 ●3時間未満 ●介護予防教室、健康講話、自主活動等 食材料費、昼食代は自己負担 実施団体に交付金助成		運動器の機能向上、口腔機能向上、栄養改善プログラム ●40分/回 ●個別指導 ●基本報酬 600単位/回 月4回上限 ●加算 ・初回加算 ・モニタリング時加算 ●自己負担 1割または2割、3割		複合型プログラム ●3時間未満(送迎時間を含む) 週1回 12回/コース ●集団指導 ●報酬 事業所指定 ・1人 320単位/回 ●自己負担 1割または2割、3割		検討中 配食サービス他検討中			
池田町	●自己負担 1割または2割、3割		身体介護を含まない生活援助 ●事業所指定 ●60分以内 ●基本報酬 229単位/回 月9回上限 ●加算 初回加算 200単位/月 処遇改善加算 ●自己負担 1割または2割、3割		高齢者の閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ●事業所指定 ●4時間未満 ●基本報酬 313単位/回 月5回上限 ●加算 ・処遇改善加算 ・定員超過・人員欠場減算 ●食事・入浴は事業所単価(実費) ●自己負担 1割または2割、3割		閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業 ●事業所指定または委託 ●原則3時間未満		検討中		保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等がその者の居宅を訪問して、問題を総合的に把握評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導等を実施 ●報酬 事業所委託 ●自己負担 1回 700円		日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個性に応じて運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上プログラム等を複合的に実施 ●週1回概ね3ヵ月 12回/クール 年間3クール 1回当り2時間(送迎時間除く) ●報酬 事業所委託 ●自己負担 1回350円		検討中			
南越前町	※留意事項 訪問型・通所型予防給付相当サービスについて 1回単価を用いる場合 ①月途中の利用者との契約開始または契約解除(転出入を除く) ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始 注意1) 参考資料 「平成28年3月31日事務連絡厚生労働省老健局介護保険計画課振興課 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版) Iー資料9」p4の★印については1回単価を用いる 注意2) 注意1)以外の月途中の事由については上記の「参考資料」に基づき日割にて算定する 注意3) 入退院を伴わない体調不良や利用者の都合による欠席の場合は「月額」を用いる		A1 身体介護を含まない生活援助(介護福祉士等有資格者又はまたは一定の研修受講者による) ●事業所指定または委託 ●概ね60分 A2 身体介護を含まない生活援助(一定の研修受講者による) ●事業所指定または委託(町内事業所を予定) ●概ね60分 ●基本報酬 140単位/回 (月5回上限) ●加算 加算なし ●自己負担 1割または2割、3割		運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業 ●事業所指定 ●3時間未満 ●基本報酬 313単位/回 (月5回上限) ●加算 加算なし ●食事・入浴は事業所単価(実費) ●自己負担 1割または2割、3割		検討中		生活行為向上複合プログラム(運動・口腔・栄養) ●直接実施 ●週1回の概ね4ヵ月 14回/コース 年間2コース 1回当り2時間(送迎時間除く) ●直接実施 報酬費 ●利用者負担 350円/回		検討中 買い物支援サービス(買い物にボランティアが同行し、買い物のお手伝いをする。) ●利用料金 1回 千円							
越前町			身体介護を含まない生活援助 ●事業所指定 ●60分以内 ●基本報酬 229単位/回 (月9回上限) ●加算 ・初回加算 200単位/月 ●自己負担 1割または2割、3割		運動器機能訓練を主とした自立支援に資する通所事業 ●事業所指定 ●3時間未満 ●基本報酬 313単位/回 (月5回上限) ●加算 加算なし ●食事・入浴は事業所単価(実費) ●自己負担 1割または2割、3割		検討中		検討中		検討中		検討中					